

重 要 事 項 説 明 書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・名 称 公益財団法人北海道医療団 介護老人保健施設とかち
- ・開設年月日 平成8年11月1日
- ・所 在 地 河東郡音更町緑陽台南区2番地6
- ・電話番号 0155-30-2300 ・FAX 番号 0155-30-5600
- ・管理者名 淵 上 哲 (医師)
- ・介護保険指定番号 0154780019

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）
 - 朝 食 ～ 午前 8時00分
 - 昼 食 ～ 午後 12時00分
 - 夕 食 ～ 午後 18時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護
- ⑧ リハビリテーション、リハビリテーションマネジメント等の機能訓練計画
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 理美容サービス
- ⑫ その他

*これらのサービスの中には行事や趣味活動等、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますのでご了承ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○併設医療機関

名 称 公益財団法人北海道医療団 音更病院
住 所 河東郡音更町緑陽台南区2番地6

○協力医療機関

名 称 公益財団法人北海道医療団 帯広第一病院
住 所 帯広市西4条南15丁目17番地3

名 称 医療法人社団 佐治整形外科クリニック
住 所 音更町木野大通東14丁目1番地6

名 称 ひかり眼科
住 所 音更町木野大通東17丁目1番地53

○協力歯科医療機関

名 称 医療法人社団 緑陽台歯科診療所
住 所 河東郡音更町緑陽台仲区1

※定期受診以外の緊急的な受診につきましては、申込者等又は申込者等が指定する方へ電話連絡させていただきます。

4. 留意事項

・食事について

当施設利用中の食事は、特段の事情が無い限り当施設が提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付以外の利用料と位置付けられていますが、一方で、介護老人保健施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としており、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただいております。

5. 禁止事項

- ・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂く為に、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」等を禁止させていただいております。
- ・当施設は全館禁煙となっております。
- ・施設内における利用者間の金品等の受け渡しはご遠慮いただいております。

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

(相談室直通電話 0155-30-2399)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

7. 職員の勤務体制

従業者の種類	勤務時間	休日	職員数	夜間
施設長（医師）	8：30～17：00	第1・3・5 土曜日、日祝日、 8/15、12/30～1/3	1	0
看護職員	日勤 8：30～17：00 夜勤 16：30～9：30	4週8休によるシフト制	9	1
介護職員	日勤 8：30～17：00 夜勤 16：30～9：30 早出 7：30～16：00 遅出 10：00～18：30		32	4
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	8：30～17：00	日曜日及び 4週8休によるシフト制	4	0
介護支援専門員	8：30～17：00	第1・3・5 土曜日、日祝日、 8/15、12/30～1/3	3	0
支援相談員			2	0
管理栄養士			1	0
事務員			若干名	0

※職員数は厚生労働省が定める基準を下回らない人員を置くものとしますが、必要に応じて増員または他の職員を置くことがあります。

8. 事故発生時の対応

- ・サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- ・施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ・当施設は申込者等又は申込者等が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

9. 当施設のその他の詳細は、パンフレットをご用意しておりますので、ご請求ください。